

2020年3月23日

挨拶

ILO 企業局長

ヴィクトル・ヴァン・ビューレン

大野 実 全国社会保険労務士連合会会長

秋山 伸一 厚生労働省大臣官房国際課長

田口 晶子 ILO 駐日代表

御参集の皆様

ILO と全国社会保険労務士会連合会との協力に関する覚書の締結式を皆様と開催できることを嬉しく思います。

ご存じのように、政府、労働者、雇用主に代表される ILO は、社会正義が普遍的で永続的な平和に不可欠であるという確固たる信念を持って、1919 年以来、社会正義と国際的に認められた人権と労働に関する権利を推進してきました。ILO は昨年、100 周年を祝い、仕事の未来のための 100 周年宣言を採択しました。

労働法及び社会保障法のコンプライアンスの向上は、労働者の福祉のためだけでなく、より良い労使関係と労使間の信頼を通して、持続可能な企業を発展させるためにも不可欠です。

日本はアジアで唯一、ILO の「1952 年の社会保障（最低基準）条約（第 102 号）」と「1964 年の業務災害給付条約（第 121 号）」を批准している国です。社労士による専門家のアドバイスとサポートが、社会保障の適用拡大と労働法及び社会保障法に対する企業と労働者のコンプライアンスの達成に大きく貢献したことを我々はよく知っています。

ILO は日本の成功を称賛します。社労士制度のような官民パートナーシップはディーセント・ワークと SDGs の重要な目標の 1 つである、企業及び労働者への労働法及び社会保障法のより良い適用に大きく貢献すると考えられます。

マレーシアやベトナムが 2018 年の ILO と連合会共催の国際ラウンドテーブルに参加し、それぞれの国で同様の制度導入に強い関心を示していることを知り嬉しく思います。この種の関心の高まりは、ILO、JICA 及び連合会の協力によるインドネシアでの社労士制度の試験的運用の成功に由来しています。

これまでの取り組みと、本日締結される MOC に基づく今後の協力に対して、全ての参加者に感謝いたします。